

PF I 法第20条第2項の改正について

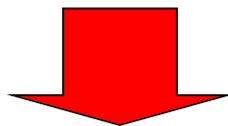
会社法の成立に伴う P F I 法の形式的な改正

- ・ 会社法の制定に伴い、商法の読み替え規定である P F I 法第20条第2項について、実質的な内容の変更を伴わない形式的な改正を行った。

内閣府令の廃止

商法施行規則の改正前

- ・ 株主への配当可能額からの控除額の中には P F I 法第20条第1項の繰延資産は含まれていなかった。
- ・ 当該金額を配当可能額から控除するため、金額を内閣府令で別途定めていた。



会社計算規則の成立後

- ・ 平成18年2月7日に新しく制定された会社計算規則において規定された控除額には 既に P F I 法第20条第1項の繰延資産が含まれているため、当該内閣府令を存続させる必要がなく、内閣府令の廃止を行った。

会社法令の改正及びこれに伴うPFI法令の改廃の流れ

平成17年

6月29日 商法の一部改正及び会社法の成立

会社法整備法の成立

PFI法第20条第2項改正

7月26日 商法の一部改正及び会社法の公布

会社法整備法の公布

平成18年

2月 7日 会社計算規則の公布

4月26日 内閣府令を廃止する内閣府令の公布

5月 1日 商法の一部改正及び会社法の施行

会社法整備法の施行

会社計算規則の施行

内閣府令を廃止する内閣府令の施行

会社法の成立に伴うPFI法第20条第2項の改正について

会社法概要

社会経済情勢の変化への対応等の観点から、会社に係る各種の制度の在り方についての見直しが行われた。（（例）株式会社と有限会社を1つの会社類型（株式会社）として統合 最低資本金制度の見直しなど）

商法第2編、有限会社法等の各規定を現代的な表記に改めた上で、新たな法典（会社法）が創設された。

改正内容：PFI法第20条第2項関係

PFI法第20条第2項は、配当限度計算にかかる規定で、商法第290条第1項、商法第293条ノ5第3項の読替規定を置いていたが、会社法制度の現代化に伴い、会社法第461条第2項の読替規定を置いた。（「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」で一括整備された）

(参考) 配当限度計算にかかる規定の変更点

株主に対する金銭等の分配（利益の配当（商法第290条第1項） 中間配当（商法第293条ノ5第3項）等）を「剰余金の分配（会社法第461条第2項）」として整理して、統一的に財源規制をかけた。

剰余金の分配に関して、会社法においては、分配可能額の範囲で随時可能となった。また、分配可能額には、最終の決算日から分配時までの分配可能額の増減を反映できることとなった。

(参考) PFI法第20条

PFI法第20条第1項は、選定事業の用に供される担保不動産に担保権が設定されていた場合で当該不動産を担保として供していた会社等に損失が生じたときは、当該会社等は、当該損失に相当する額を、繰延資産として整理することができることを定めたものである。（この場合には、当該会社等は、当該決算期から10年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。）

商法において、開業準備金、試験研究費等繰延経理された資産がある場合、会社等が利益の配当又は中間配当をする際に、この資産計上している金額につき一定の計算に基づき配当できる金額を制限しているが、本条で規定する損失についてもこれらと同様に繰延経理できる規定としたことから、PFI法第20条第2項において同様に配当できる金額を制限する規定を定めたもの。

改正案

現行

<p>（担保不動産の活用等）</p> <p>第二十条 選定事業者が選定事業を実施する際に不動産を取得した場合であつて当該不動産が担保に供されていた場合において、当該不動産に担保権を有していた会社、当該不動産を担保として供していた会社又は当該不動産に所有権を有していた会社に損失が生じたときは、当該会社は、当該損失に相当する額を、当該事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上し、繰延資産として整理することができる。この場合には、当該決算期から十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百六十一条第二項の規定の適用については、同項中「の合計額を減じて得た」とあるのは、「及び内閣府令で定める場合における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額中内閣府令で定める金額の合計額を減じて得た」とする。</p>	<p>（担保不動産の活用等）</p> <p>第二十条 選定事業者が選定事業を実施する際に不動産を取得した場合であつて当該不動産が担保に供されていた場合において、当該不動産に担保権を有していた会社、当該不動産を担保として供していた会社又は当該不動産に所有権を有していた会社に損失が生じたときは、当該会社は、当該損失に相当する額を、当該事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上し、繰延資産として整理することができる。この場合には、当該決算期から十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第二百九十条第一項中「左ノ金額」とあるのは「左ノ金額及内閣府令ニ定ムル場合ニ於ケル民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十条第一項ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額中内閣府令ニ定ムル金額ノ合計額」と、同法第二百九十三条ノ五第三項中「第一号乃至第四号ノ金額」とあるのは「第一号乃至第四号ノ金額及内閣府令ニ定ムル場合ニ於ケル民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十条第一項ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額中内閣府令ニ定ムル金額ノ合計額」とする。</p>
---	---